

安城市長
安城市教育委員会委員長
安城市教育委員会教育長

神谷 学 様
船尾 恭代様
杉山 春記様

2014年10月27日
三河教職員労働組合
執行委員長 石川 満

教育問題・勤務条件改善についての要求書

日頃より、安城の教育発展へのご尽力に対して敬意を表します。

教職員が笑顔で生き生きと働き続けられてこそ、子どもたちに適切な教育ができると考え、勤務条件、教育に関する問題の要求を下記にまとめました。誠意ある回答をお願いするとともに、私ども三河教職員労働組合との交渉の場を設定するよう要求します。

記

1 少人数学級及び人的配置について

- (1) 安城市での少人数学級の完全実施に向けての計画、見通しを明らかにすること。
- (2) 35人以下学級が実施された学年については、条件の悪化を避けるため、次年度についても人数に関わらず少人数学級を継続させたり、学校の実情に応じて35人学級の学年を選択できるなど、弾力的な対応ができるようにすること。
- (3) 支援を必要とする児童生徒によりきめ細やかな対応ができるように、特別支援教育補助員配置事業をさらに充実させること。

2 教職員の労働時間の適正な管理について

- (1) 教職員の労働時間の適正な管理は、労働安全衛生法上の事業主たる市教育委員会及び管理職の第一義的な責任であることを、今一度確認すること。
- (2) 「在校時間等の状況記録」の主旨は、健康安全保持のためにあるということを全職員に周知徹底を図り、管理職が少なく計上するような圧力を決してかけないよう校長会で確認すること。また、以下の通知文書を各学校に配布し、その内容を管理職が実行するように指導すること。

別紙資料 その1 愛知県教委 2010.3.5

「勤務時間の適正な管理及び長時間労働による健康障害防止について」

別紙資料 その2 文部科学省 2006.4.3

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」

別紙資料 その3 厚生労働省 2001.4.6

「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」

(3) 「在校時間等の状況記録」について

昨年度の市教委との交渉において「定期的に在校時間等の状況記録の集約に努めていきたい。」という返答をいただいたが、その結果から教職員の現在の勤務の問題点について伺いたい。また、「在校時間等の状況記録」について以下のことを徹底すること。

- ア 出張や泊を伴う行事の勤務時間も勤務である以上、「在校時間等の状況記録」に正確に記載し累積に反映されるよう、各校長を指導すること。
- イ 勤務時間の適正な把握のために「4・3通知」に揚げられているように、タイムカード、ICカードによって客観的に確認すること。それに向けて財政措置を計画的に行なうこと。
- ウ 勤務時間の記録とともに、日常的な勤務の割り振り簿も作成するように各校長を指導すること。また、校長による現認と割り振りを積極的に行うよう指導すること。

- エ 勤務時間の割り振り変更の対象を周知するために「2008年2月3日 愛教労と県教委の確認事項」を全職員に配布すること。（別紙資料その4）
- オ 職員の時間外勤務が100時間を超えたら、必ずその職員と面談を行うように校長に指導すること。職員との面談では、産業医やスクールカウンセラーによる面接を勧めるとともに、業務の軽減などの具体的な処置をするように校長に指導すること。

3 教職員の多忙化是正について

給特法によって時間外勤務がないと規定されているにも関わらず、膨大な時間外勤務が存在している。学校の業務を見直すようにという要求に対し、昨年度、「検証・検討の課題とし、何がどう負担になっているか、確認したい」と、松永係長から返答があったが、その結果をうかがいたい。また、勤務の絶対量を減らさない限りこうした事態は改善されない。そこで、以下の措置をとるようにすること。

- (1) 時間内に勤務が終えられるよう、各校に置いて学校業務の見直しをするよう、校長を指導すること。
- (2) 現職教育訪問は、各校に負担がかかっている現状を認識し、7月・12月の訪問はやめ、日程の簡素化、隔年実施とすること。
- (3) 部活動・課外活動は、勤務時間内とし、それ以降は、社会教育活動に移行するようにすること。
- (4) 自然教室を近隣の市と同様、小学校では2泊3日とすること。
現状の3泊4日では、児童および教員の疲労、心身への負担が大きすぎる。教員は十分な休憩も取れない。また、2泊3日にすることで、事前の計画や準備時間も縮小できる。さらに希望日の選択肢が増えたり、野外施設の2校同時使用が解消でき、雨天時の対応などが柔軟にできたりするという利点もある。
- (5) 成績処理のデータ等は現在持ち帰りができない。成績処理は職務であるので、短縮授業や会議・課外活動・部活動の短縮等、具体的な手立てをとって、勤務時間内に成績処理をする時間を確保するよう各校長を指導すること。
- (6) 教員が子どもと向き合い、日々の授業を充実させる教材研究の時間を確保するためにも、煩雑な事務処理を担当する職員を配置すること。教員でなくてもできる、事務処理として以下の業務が考えられる。
 - ア、学年会計
 - イ、文振・県振事務
 - ウ、C4への出席簿集計
 - エ、要保護・準要保護に関わる仕事
 - オ、給食費未納者の徴収
 - カ、花壇の整備
 - キ 校舎の施錠・開錠
 - ク、保健に関する各種データの入力
- (7) 給食主任の仕事は、頻繁に給食センターや業者への連絡が必要であり、金銭が絡むために、間違いが許されず精神的な負担も大きい。（別紙資料その5）アレルギーのある児童や、様々な勤務形態の講師が増える中、今後ますます煩雑さを増すと考えられる。給食主任が行っている事務を現在パートになっている給食補助員を正規化するなどし、対応すること。

4 労働安全体制の確立について

- (1) 安城市に勤務する教職員を対象とする労働安全衛生管理規定を作成すること。

2年前の話し合いでは「本格的に機能するものとなるように検討している。労災関係のものも入れるようにしている。」と回答があり、昨年度は、「労働安全衛生管理規定の作成で、足踏みしている」という話があった。どこまで進展しているのか、いつを目途に進めているのかを明らかにすること。

- (2) 市内各学校経営案の学校運営機構・教職員表には、衛生推進者・衛生管理者・安全衛生管理委員会・推進委員会などが位置づけられたところは多くあり、学校によっては、労働安全管理体制を明記していても、その役割に見合った活動が行われていないという実態がある。市内各学校の担当者を集め、要綱に基づいて研修会や学習会を開催すること。また、その際、担当者に活動報告書の提出を求め、学校間で参考にしたり交流したりするための資料にすること。（2年前からの課題となっている）

5 人事について

毎年のように、豊田市で行われている「人事3原則」を参考にするように申し入れている。

*人事3原則 ①希望なしに不意打ち人事はしない。

②希望がないときはできる限り早く事前に打診をする。

③納得が得られない場合は、強行な転任はしない。

この人事3原則は三河部でも岡崎・豊橋と次第に広がってきている。

昨年度の市教委との話し合いにおいて、「うまくいくかわからないが、人事3原則についてやれることがあるかどうか、確認している。検討課題とする。」という前向きな回答があった。まずは、何をどのように検討されたか伺いたい。

- (1) 安城市としても「人事3原則」を明示すること。

- (2) 段階実施として、特に②の希望なく人事異動の対象となった教職員には、内示前に意向の打診を必ず行うこと。

6 「快適職場指針」について

職員の健康のために「快適職場指針」の中にある以下の点を進めること。

- (1) 安城市の全小中学校に臥床できる設備を備えた休憩室を設置すること。

- (2) 全ての特別教室にも扇風機を設置すること。

7 安城市の教育を充実させるための施策

- (1) インターホンを全ての教室に設置し、職員室と保健室につながるようにすること。

- (2) 「明るい心」「みんなの安全」「作文の友」「ことばのきまり」は、一方的に市費で購入するというのではなく、購入するかどうかは学校判断にすること。

- (3) 年度途中の講師が補充しにくいという現状を考えた場合、年度初めにその年度中に休業になることが分かっている教員については、担任を受け持たせず、専科教員とすること。

- (4) 消耗品、備品を注文する場合に、執行するまで大変時間がかかっている。カタログで時間とお金をかけて注文するより、100円均一で買える物もあり、予算の無駄遣いである。額の小さいものについて、すぐにほしいときに先に購入し領収書を取れば、後で立替え分が支払われるシステムになるよう、関係機関に働きかけること。

- (5) 教育現場に競争、能率主義を持ち込むような学力テストの学校順位公表を行わないこと。

- (6) 親からのクレームに、日々神経をすり減らしている教師は、少なくない。学校評価において、教師と親の信頼関係を崩し、教師のやる気をなくさせる無記名で意見を書かせるやり方を、改善すること。

交渉についての申し入れ

これまで私たち三河教職員労働組合と安城市教育委員会との話し合いの場で、要求書に対する回答・協議を指導係長及び指導主事の方が担当されてきました。今年度、豊田市では教育長も出席されています。以前、安城市教育委員会と三河教職員労働組合との間で人事について話し合いが持たれたときにも、課長不在のため責任ある返答がいただけず会議が紛糾したことがありました。このようなことをなくすためにも、責任ある方の出席を求めます。

- ① 三河教職員労働組合と安城市教育委員会の話し合いの場に、課長、教育長が出席し、責任ある回答を行うこと。
- ② 話し合いの場での回答・協議等の発言は教育委員会を代表した発言であるので、その発言が教育委員会の正式な見解であると表明すること。

以上

「2008年2月3日愛教労と県教委の確認事項」

以下の業務は、命じられた業務であれば割り振り変更の対象となる。

- ①職員会議（学年会・校務分掌上の会議）、職員研修、研究授業の準備
- ②学校行事（準備時間を含む）（例）運動会のための早朝練習、準備
- ③児童・生徒の指導に関わる業務
 - A) 児童・生徒の指導、安全指導、パトロールに関わる業務
 - B) 児童の安全確保のための早朝の登校指導、放課後の下校指導
 - C) 進路指導に関わる業務（入試・発表指導） D) 補習業務 E) 児童・生徒会、委員会活動指導
- ④PTA活動、地域教育会議の活動
 - A) 委員会活動 B) 地区懇談会 C) 地域教育会議（体育祭等）に関する業務
 - D) 街頭補導・パトロールに関わる業務
- ⑤家庭訪問、保護者面談、評価活動、成績処理、通知表記入の時間
- ⑥その他翌日以降に持ち越すことのできない重要な公務
- ⑦翌日以降に持ち越すことのできない授業資料の作成